

よくあるご質問「オンライン導入支援事業費補助金」

令和2年8月11日

Q1 事業の概要は

A1 コロナ禍により、対面での会議や商談が困難になるなど企業の事業活動に影響を及ぼしています。また、合同就職説明会等の開催が困難になるなど、求職者の就職活動や企業の採用活動にも影響を及ぼしています。

本事業は、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、IT・オンライン化を進める市内中小企業等を対象に、「with コロナ社会」を見据え、非対面型ビジネスへの転換やテレワークの導入、採用活動のオンライン化等の取組みを支援するものです。

Q2 補助内容と補助率は

A2 EC販売などの非対面型ビジネスへの転換、テレワーク環境の整備、WEB面接やWEB説明会などIT・オンライン化を進める導入経費を補助するものです。1企業当たりの補助上限額は30万円（※下限額10万円）、補助率は10/10となります。

Q3 具体的な補助経費は

A3 主な補助対象経費としては、

- ・オンライン商談やテレワークの実施に係るサービスの導入経費
- ・モール型ECサイトへの初期登録料、月額利用料
- ・EC支援ツールなどソフトウェアの導入経費
- ・WEB受発注システムの導入経費
- ・WEBマーケティングの導入経費
- ・外注費、委託料（導入に係るコンサルティング費用等）
- ・セキュリティ強化経費
- ・取組内容に関連するWebカメラやマイク、スピーカー等周辺機器の購入経費
- ・通信機器レンタル料
- ・利用料、使用料（システム、クラウドなど令和3年2月分まで）
- ・設置や設定に係る費用
- ・導入後の令和3年2月分までの運用サポート費用 などです。

Q4 補助対象外経費にはどのようなものがあるか

- A4
- ・パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用（※レンタル料は対象）
 - ・通信料、インターネット回線工事費用
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・電子商取引を伴わない（事業内容や製品の紹介のみを行う）ホームページの作成、改修

- ・すでに購入した物品、サービス
- ・取組まれる事業内容に必要ないと判断される物品、サービス など

Q 5 大型のモニターは対象となるのか

A 5 テレワーク実施における WEB 会議やオンライン商談等への利用を目的とした、テレビチューナーが付いていない大型モニターは対象となります。

Q 6 ホームページ作成は対象となるのか

A 6 自社の事業内容や製品紹介を行うだけのホームページは対象外となりますが、電子決済を整備するなど、ホームページ上での契約の締結を可能とするホームページは対象となります。

Q 7 自社 WEB サイトを運営しており、仕様変更や改修する場合も対象となるのか

A 7 電子決済機能を新たに整備、拡充するなど EC 機能の追加や強化であることが明白な場合は審査の上対象とさせていただきます。

※すでに、EC サイトを運営しており、当該 EC サイトの改修を行う場合は対象外となります。新規に EC サイトを立ち上げる場合は対象となります。

Q 8 会計ソフトなども対象となるのか

A 8 会計ソフトの導入など、企業の事業管理部門の省力化、省人化に向けた取り組みは、非対面型ビジネスモデルへの転換には該当しないため、対象外となります。本補助金では、受発注など他社との取引におけるオンライン化を対象としています。

Q 9 利用料などで期間による料金設定がある場合も対象となるのか

A 9 令和 3 年 2 月分までの費用が対象となります。

例えば、利用料等で複数年度の契約をする場合も令和 3 年 2 月分までの費用が対象となります。ただし、区分が不明なものや按分できないものは対象外となります。

Q 10 いつから申請を受け付けるのか、申請期間はあるのか

A 10 申請の受付については、8 月 12 日から受付を開始します。また、申請期間は 8 月 12 日から 11 月 30 日までとします。なお、予算額に至った場合は、その時点で募集を締め切ります。

Q 11 補助はいつから対象か

A 11 申請の時点で未契約であるものが対象となります。

Q 1 2 申請から交付までの手続きの流れは

- A 1 2 ①交付申請書一式提出（令和2年11月30日まで）
②審査（申請内容、対象経費）
③交付の決定
④補助事業の実施
⑤事業完了（令和3年3月1日まで）
⑥実績報告書の提出
⑦補助金額確定
⑧請求書提出
⑨補助金の支払い となります。

Q 1 3 補助金の交付はいつになるのか

- A 1 3 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出いただいた後に交付することになります。よって、補助金が支払われるまでの間は、申請事業者が立て替えて支払う必要があります。実績報告書は事業完了後もしくは、令和3年3月12日までに提出していただくこととなります。

Q 1 4 補助金の申請受付は先着順なのか

- A 1 4 先着順で申請の受付を行います。予算額に至った場合は、その時点で募集を締め切ります。

Q 1 5 対象となる業種は限定しているのか

- A 1 5 風俗営業法第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業や、公序良俗に反する事業は対象外となります。

Q 1 6 補助の対象となる中小企業者等とは

- A 1 6 本制度の対象となる「中小企業者等」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、小規模企業者で市内に事業所を有する者としてします。
※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合等は対象外となります。

Q 1 7 個人事業主も対象になるのか

- A 1 7 中小企業基本法に該当し、申請要件を満たしている場合、対象になります。

Q 1 8 申請手続きは法人又は個人事業主単位ですか？事業所単位ですか？

- A 1 8 申請手続きは法人又は個人事業主単位となります。

Q 1 9 申請手続きに必要な添付書類は何ですか

- A 1 9 事業計画書、収支予算書、法人登記事項証明書（発効日から3ヶ月以内のもの）（※個人事業主の場合は、開業届の写し等）、市税の滞納がないことを証する納税証明書、見積書の写し、補助対象事業の概要が分かる資料が必要

となります。

Q 2 0 国や県の補助金との併用は可能か

A 2 0 国や県が実施する同種の補助事業との併用は不可とします。

Q 2 1 補助金が不採択となる場合はあるのか

A 2 1 申請要件を満たしていない場合、不採択となる場合があります。

Q 2 2 成果をどのように測るのか

A 2 2 本事業の成果としては、各企業で実際にオンラインを導入・整備された内容や経費、効果について、実績報告書の中で報告していただくこととしております。

Q 2 3 事業を行わなかった場合の補助金の取り扱いは

A 2 3 交付決定後、事業を実施し、領収書等の資料を添付の上、実績報告を行った後に補助金を交付する仕組みであるため、事業を行わない場合は、補助金は交付されません。

Q 2 4 導入を検討するための相談体制はどうなっているのか

A 2 4 企業がオンライン化を検討していただけるよう営業活動や働き方、採用活動まで事業活動のあらゆる面でオンライン化を行うメリットについて、具体的な事例を交えて事業者理解、認知してもらうためのセミナーや相談会を開催する予定にしています。

Q 2 5 導入後の相談体制はどうなっているのか

A 2 5 補助対象経費に、導入後の運用サポート費用を含める予定のため、導入後に不安がある場合は、補助対象経費に運用サポート費用を含めていただくことで、導入後も相談が可能と考えます。

Q 2 6 SNS を利用した広告料は対象になりますか

A 2 6 SNS などを活用したインターネット広告料は対象外となります。

Q 2 7 電子決済の手数料は対象になりますか

A 2 7 決済額に一定割合を乗じて算定する形式の手数料は対象外となります。ただし、初期登録料や月額固定の利用料については対象とします。

Q 2 8 テレワークを既に導入済みですが、どのような場合に対象となりますか

A 2 8 テレワークを既に導入済みの場合、既存のツールやシステムとは違う、新たなリモートワーク用の IT ツールを導入する場合は対象となります。ただし、導入済みのテレワーク環境（自社の IT 環境）のセキュリティ強化のみ

を行う場合は対象外となります。(新規にテレワークを導入する際の関連費用としてセキュリティ強化費用は対象となります。)

Q 2 9 コンサルティング費用が補助対象外となることがありますか

A 2 9 補助対象経費の大部分がコンサルティング費用や導入サポート費用のみとなる場合など、事業計画及び収支予算計画が明らかに合理性を欠き、不適切と判断される場合は対象外となります。

Q 3 0 モバイルワーク（外勤型テレワーク）はどのようなケースが補助対象となりますか

A 3 0 外勤中にノートパソコンやタブレット、スマートフォンなど情報通信機器を利用して事務所との情報共有を図りながら仕事をする勤務形態で、自宅と仕事場の直行・直帰を行うことを前提にソフトウェアを導入する場合は補助対象となります。ただし、他の既存の手段で実施可能と判断される場合は、補助対象外となる場合があります。

Q 3 1 いつまでに創業していれば、対象となりますか

A 3 1 令和2年5月1日までに創業開始した事業主が対象です。